

原審 平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号
令和3年(ネ)第154号
「戦争法」強行成立損害請求事件
控訴人 0 外15名
被控訴人 国 外4名

控訴理由補充書(1)

2021年9月27日

高松高等裁判所 第4部 御中

控訴人兼選定当事者

目次

はじめに(当該準備書面の主張目的)	3
第1 本件「戦争法」が国際社会に及ぼした影響・損害	3
1 国際社会が注視する中、戦後日本がはじまった	3
2 日本国憲法第9条の立法の趣旨	3
3 憲法9条を空文化した自衛隊の設立のその肥大化	5
4 小結(本件「戦争法」は、国際社会に大きな損害と原告らに苦痛を及ぼす)	6
第2 本件「戦争法」が日本国及び控訴人らに及ぼす甚大な損害	7
1 人としての理性や良心に基づく選択が不可欠	7
(1) ドイツと日本の過去の戦争への反省の違い	7
(2) 過去の戦争への反省の違いが、上位者の命令への対応の違いを派生	8
(3) 盲目的な「命令至上主義」は、人間から理性や良心を喪失させる	8
(4) 盲目的な「命令至上主義」により、理性や良心を喪失している日本	8
2 本件「戦争法」による近代〈立憲主義〉原理の破壊とその損害	9
3 本件「戦争法」による憲法体制の断末魔化	10
第3 被控訴人らの答弁書は失当である	11
結語	11

はじめに(当該準備書面の主張目的)

当該書面で、被控訴人塩崎らの控訴答弁書(2021年8月10日)及び被控訴人国の答弁書(2021年8月20日)に対する反論である。合わせて、原審判決に事実誤認、理由不備・齟齬があることを明らかにする。なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第1 本件「戦争法」が国際社会に及ぼした影響・損害

1 国際社会が注視する中、戦後日本がはじまった

アフガニスタンのタリバン暫定政府の樹立をめぐる報道が世界を駆け巡り、国連でも新政権の承認や支援・協力などをめぐる協議の内容が盛んに報道され、タリバン暫定政府の動向に国際的関心が注がれている。

第二次世界大戦におけるアジア太平洋地域におけるいわゆるアジア太平洋戦争において、日本軍が占領、侵略、植民地支配した地域における死者数は、2千万人ないし3千万人といわれる侵略戦争の果てに、ポツダム宣言を受諾し、GHQ下で戦後の日本がはじまるが、この日本の新たな動向に対する国際社会の注目度をこのアフガニスタンに対する国際社会の注目度から、その大きさを想像できるであろう。

2 日本国憲法第9条の立法の趣旨

国際社会が、注視する中、1945年11月28日の第89回帝国議会衆議院本会議で、下村定大日本帝国陸軍大臣は、「陸軍と致しましては、陸軍内の者が軍人としての正しき物の考へ方を過つたこと、特に指導の地位にあります者がやり方が悪かつたこと、是が根本であると信じます、(中略)殊に許すべからざることは、軍の不當なる政治干渉であります(拍手)斯様なことが重大な原因となりまして、今回の如き悲痛なる状態を國家に齎りましたことは何とも申譯がありませぬ(拍手)私は陸軍の最後に當りまして、議會を通じて此の點に付き全國民諸君に衷心から御詫びを申し上げます(拍手)陸軍は解體を致します」(第89回帝国議会衆議院本会議録第2号 11頁)と述べ、その3日後の12月1日に、海軍省も解体した。このように日本軍は、日本国憲法の公布の1年前に解体した。

1947年5月3日、日本国憲法が施行され、憲法前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、9条で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「前項の

目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と明記した。

この憲法制定過程の衆議院帝国憲法改正委員会(1946年6月26日)で吉田茂首相は、憲法第9条1項に関し、次のように答弁した。

近年の戦争は、多くの自衛権の名において戦われたのであります。満州事変また然り、大東亜戦争また然りであります。・・・ゆえに我が国においてはいかなる名目を以てしても交戦権は先ず第一、自らすすんで放棄する、放棄することによって全世界の平和の確立の基礎をなす。

このように吉田首相は、いわゆる「自衛権発動としての交戦権も放棄」することによって全世界の平和の確立の基礎をなす」との9条の解釈、決意を述べている。

また、憲法を施行した年の1947年8月2日に文部省は、日本国憲法の解説のために新制中学校1年生用社会科の教科書として発行した『あたらしい憲法のはなし』の「六 戦争の放棄」で次のように記載している。

そこでこんどの憲法では、日本の國が、決して二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、決して心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、決して戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようとしたのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。

このように「軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたない」と子どもたちに説明していた。

また、1948年に内閣総理大臣となった芦田均(憲法普及会会長)は、各戸配布した「新しい日本のために—発刊のことば」で次のように述べている。

新憲法が大たん率直に「われわれはもう戦争をしない」と宣言したことは、人類の高い理想をいいあらわしたものであって、平和世界の建設こそ日本が再生する

唯一の途である。今後われわれは平和の旗をかかげて、民主主義のいしずえの上に、文化の香り高い祖国を築きあげてゆかなければならない。

吉田首相の答弁や芦田憲法普及会会長のメッセージは、単に日本国内の人々に向けられていただけでなく、日本の動向に注視する国際社会に対するメッセージであり、再び国際社会に復帰するためのメッセージであったことを、アフガニスタンのタリバン暫定政府の動向から容易に想像できるであろう。

つまり、憲法9条は、国内法にとどまらず、事実上の日本国による国際社会に対する宣言である。憲法9条は、日本が国際社会に復帰するための大きな役割を担った。

長年アフガニスタンなどで医療活動や干害工事などを行ってきた中村哲さんは、自衛隊の海外派兵に反対を表明してきたが、「憲法9条が、海外で活動する人々の安全に貢献している」と述べていたが、憲法9条が果たしていた機能を端的に示している。

3 憲法9条を空文化した自衛隊の設立のその肥大化

ところが、このような憲法の基本理念や憲法9条に反して、1950年の朝鮮戦争勃発時、警察予備隊が総理府の機関として組織され、同時期、旧海軍の残存部隊は海上保安庁航路啓開本部と各管区海上保安本部航路啓開部となり、日本周辺の機雷処分を実施したほか、旧海軍軍人主導により、将来の海上防衛力の母体として独立することを視野に入れ海上警備隊が設立され、その後、海上警備隊は警備隊に再編され、各管区海上保安本部航路啓開部は航路啓開隊として警備隊に統合された。1952年8月1日には警察予備隊と警備隊を管理運営のための総理府外局として保安庁が設置された。同年10月15日、警察予備隊は保安隊に改組された。そして1954年7月1日、「自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定める」(自衛隊法第1条)自衛隊法が施行され、保安隊は陸上自衛隊に、警備隊は海上自衛隊に改組されたほか、新たに諸外国の空軍に相当する航空自衛隊も新設され、陸海空の各自衛隊が成立した。また同日付で防衛庁設置法も施行

新しい日本のために——発刊のことば

古い日本は影をひそめて、新しい日本が誕生した。生れかわつた日本には新しい國の歩み方と明るい幸福な生活の標準とがなくてはならない。これを定めたいものが新憲法である。

日本國民がお互いに人格を尊重すること。民主主義を正しく実行すること。平和を愛する精神をもつて世界の諸國と交りをおつくること。

新憲法にもられたこれらのことは、すべて新日本の生きる道であり、また人間として生きがいのある生活をいとなむための根本精神でもある。まことに新憲法は、日本人の進むべき大道をさし示したものであつて、われわれの日常生活の指針であり、日本國民の理想と抱負とをおりこんだ立派な法典である。

わが國が生れかわつてよい國となるには、ぜひとも新憲法がわれわれの血となり、肉となるように、その精神をいかしてゆかなければならない。実行がともなわない憲法は死んだ文章にすぎないのである。

新憲法が大たん率直に「われわれはもう戦争をしない」と宣言したことは、人類の高い理想をいあらわしたものであつて、平和世界の建設こそ日本が再生する唯一の途である。今後われわれは平和の旗をかかげて、民主主義のいしずえの上に、文化の香り高い祖国を築きあげてゆかなければならない。

昭和二十二年五月三日

憲法普及会会長 芦田均

され、保安庁は防衛庁に改組された。

2017年3月末時点では、防衛省の背広組が約2万人、制服組が約22万4千人で、国家公務員全体の約4割をしめている。2020年の『防衛白書』によれば、2020年3月31日現在、22万7千442名である。

自衛隊の創設による軍事費(防衛費)をめぐるのは、1976年に三木武夫内閣が、国民総生産(GNP)の1%以内におさえる方針を閣議決定したが、中曽根康弘内閣が87年度予算で「1%枠」を突破。その後は国内総生産(GDP)比1%弱で推移してきたが、安倍晋三首相(当時)は国会答弁で、「GDP1%枠というものがあるわけではなく、防衛関係費をGDPと機械的に結び付けることは適切ではない」などと述べ、枠組みにとらわれない考えをしめし、増加を続けている。

その軍事費(防衛費)は、2018年度予算案では、5兆1911億円。16年度予算で初の5兆円を突破し、4年連続で過去最高を更新し、スウェーデンのシンクタンク「ストックホルム国際平和研究所」(SIPRI)がまとめた2016年の世界の軍事費動向(米ドル換算。推定値を含む)によると、日本は上位8位で、自衛隊という名の軍隊がここまで肥大化した。

2021年度の軍事費(防衛)予算案は、「20年度当初比0.5%増の5兆3422億円。7年連続で過去最高を更新。航空自衛隊F2戦闘機の後継となる次期戦闘機の開発費として576億円を計上。35年の配備開始に向け、機体やエンジンの設計を進めるほか、米軍機との相互運用性確保に向けた研究に着手する。」という事態に至っている(時事ドットコムニュース 2020年12月21日13時38分)

憲法9条で、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」との条文を最高法規とする日本国は、ここまでの軍隊を持つ国家に変貌した。

4 小結(本件「戦争法」は、国際社会に大きな損害と原告らに苦痛を及ぼす)

日本国「の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とし、このことを「こんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。『放棄』とは『すててしまう』ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、

正しいことぐらい強いものはありません。」と説明していたが、これは、国内向けの説明にとどまらず、国際社会に対するメッセージでもあり、前述の自衛隊の設立、世界8位の軍事費に基づく軍隊を持ち、憲法9条に示された憲法の基本原理を完全に破棄した。その極めつけが、本件「戦争法」の立法化とその施行である。これは、明らかに、1947年の憲法施行により国際社会に発信した宣言を反故とする行為である。それは、国際社会に対する信義誠実に著しく反する違法である。

また、本件「戦争法」は、日本国は、約束を反故にする国家であるとの評価と認識を各国政府及び人々に植え付ける。また、日本政府は、国家の基本法である日本国憲法を遵守しない国家であるとの評価と認識を、つまり、法治国家でないことを各国政府及び人々に植え付ける。

それは、日本国政府にとっても私たち控訴人らにとっても、大きな損失である。それらは、控訴理由書に述べている理由から控訴人らの耐え難い苦痛である。

第2 本件「戦争法」が日本国及び控訴人らに及ぼす甚大な損害

1 人としての理性や良心に基づく選択が不可欠

(1) ドイツと日本の過去の戦争への反省の違い

本件被控訴人国指定代理人ら及び裁判官らは、国家公務員であり、全体の奉仕者である。この規定は、戦前の天皇の臣民・官吏として侵略戦争の先兵となったとの反省に基づく憲法15条2項の規定である。

原告準備書面(40)で援用した戦史・紛争研究家の山崎雅弘(以下「山崎」という。)の『沈黙の子どもたち 軍はなぜ 市民を大量殺害したか』(2019年発行 晶文社)を援用する。山崎は、「戦争中の出来事に対する日本とドイツの『反省』の違い」があり、「現在のドイツは国を挙げて、第二次世界大戦期を含むナチス時代に自国が行った非人道的行為と正面から向き合い、なぜそのような蛮行が行われたのかという原因の探求を行い、二度とあのような事態を繰り返さないという決意を共有し」、「自分たちの両親や祖父母が生きた時代を単純に断罪するのではなく、国全体がいかにして針路を誤ったかの検証を、国民自身が当事者として考え、将来に対する責任という観点から、非人道的行為の再発防止に向けた試行錯誤を重ねている」が、一方の日本では、「東京を見渡しても、第二次世界大戦期に日本軍が行った非人道的行為と正面から向き合い、なぜそのような蛮行が行われたのかという原因の探求や、将来に対する責任という観点からの批判的展示を行っている歴史博物館は見当たらないし、「それどころか、戦争中は当時の国民教育の中心だった『教育勅語』とリンクする形で国民を戦争へと扇動し、戦後も当時の価値観を継承する宗教施設、つまり靖国神社が、日本軍の非人道的行為を批判的・反省的に捉える内容を一切排

除した戦争博物館(遊就館)を敷地内に擁する形で、東京の中心部に今も存在し続けている」と、その違いを述べている。

(2) 過去の戦争への反省の違いが、上位者の命令への対応の違いを派生

この違いとは、「現在のドイツと日本の軍(あるいはそれに準じる組織—自衛隊)における『命令』、つまり軍やそれに準じる組織内での上位者から下位者への『特定行動の強要』に対する認識の違いにも明確に表れている」と述べている。

具体的には、「ドイツ連邦軍では、『上官の命令』という、非人道的行為の直接的な原因となりうる『特定行動の強要』を絶対視せず、そこに『安全装置』を追加し」「ドイツ連邦軍では市民の大量殺害のような『非人道的な命令』には下位者が従わないという権利や義務が、特定の条件下においては認められ」、「ドイツ軍人法第十一条の『抗命権』については、実際に裁判でその権利が認められた事例が存在する」が、一方で日本の「自衛隊では、その図式は絶対的な権威として機能」し、「自衛隊法には、服務規定をはじめ、隊員の義務に関する条項は大量に列挙されるが、隊員の権利に関する条文は存在せず、当然ながら『権利を侵害された場合の救済』に関する規定もない」とし、「現在の自衛隊は、上位者の命令には絶対服従という盲目的な『命令至上主義』からの脱却を図るスタート地点にすら、いまだ立てていない」と述べている。

(3) 盲目的な「命令至上主義」は、人間から理性や良心を喪失させる

この「上位者の命令に対する盲目的な服従は、人間から理性や良心、罪悪感を奪い取る心理的効果を生み出す。これは、軍事組織に限らず、他の官僚組織においても同様であり、国民全体の奉仕者である国家公務員は、上位者からの命令が違法行為や人間の尊厳を侵害する内容であるなら、それに服従しないという選択肢を自覚的に持たなくてはならない」、「もし、理不尽な命令には服従しないという選択肢を自覚的に持たないなら、例えばホロコーストと同じような出来事が、今後も発生する可能性が残る。」「『自分は上位者の命令に従っただけだから責任はない』と弁明する、アイヒマンやヘースのような人間が、これからも平然と、非人道的行為や倫理規定から逸脱した行為を繰り返す可能性も否定できない。」と述べている。

(4) 盲目的な「命令至上主義」により、理性や良心を喪失している日本

被控訴人ら国指定代理人らは、法務大臣の命(上位者の命令)を受け、本件訴訟行為を公務として行っている。その職務命令を遂行する際に、憲法の基本原理に基

づく授権規範・制限規範と憲法15条2項を念頭におき、国民全体の奉仕者である国家公務員であるから、上位者からの命令が違法行為や人間の尊厳を侵害する内容であるか否かを勘案する必要がある。具体的には、憲法15条2項及び国家公務員法96条の「サービスの根本基準」と同法97条の「サービスの宣誓」に基づく公務を行う必要がある。なお、職員のサービスの宣誓に関する政令にある「別記様式」の「宣誓書」は、次のとおりである。

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

前述の「2 本件被告国指定代理人らは、国家公務員であり、全体の奉仕者である」で示した戦前の反省に基づく憲法15条2項及び国家公務員法96条の「サービスの根本基準」と同法97条の「サービスの宣誓」は、まず、被控訴人指定代理人らに、①「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守」することを求めている。そのうえで、②「上司の職務上の命令に従う」ことを求めている。

①と②は、本来矛盾しないはずである。しかし、これが異なり、矛盾する場合、被控訴人国指定代理人らは、①を優先する責務が、憲法及び国家公務員法に基づき規定されている。そして、前述した戦前のように、「上位者の命令に対する盲目的な服従」をし、「人間としての理性や良心」を喪失した行為を行ってはならない。

本件において①と②の間には大きな矛盾があることは、本件「戦争法」の強行成立状況を詳細に書面で述べ、証拠を示し論証したことから明白である。したがって、本件被控訴人国の指定代理人らは、国家公務員であり、全体の奉仕者であるので戦前の反省に基づき、上位者の命令には絶対服従という盲目的な「命令至上主義」に基づく行為を、困難であっても回避し、①を選択する必要がある、「自分は上位者の命令に従っただけだから責任はない」という弁明は許されない。

以上のことは、そのまま、本件裁判官らにも当て嵌まる。

2 本件「戦争法」による近代〈立憲主義〉原理の破壊とその損害

日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法第9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件(自衛権発動の3要件)を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されて

いないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきた。

ところが安倍内閣は、これまで確立した憲法第9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、本件「戦争法」を成立させた。

日本の代表的な憲法学者ないし法律家、そして、濱田邦夫(元最高裁判所判事)、大森政輔(元内閣法制局長官)、秋山収(元内閣法制局長官)は、本件「戦争法」は憲法に反すると見解を表明した。朝日新聞の憲法学者に対するアンケート調査では、集団的自衛権を容認する安保法案は「憲法違反」104人、「憲法違反の可能性はある」15人、「憲法違反には当たらない」2人だった(同年7月11日付け朝日新聞)。この事実が、本件「戦争法」が、憲法違反であることを端的に示している。

このことは、控訴理由書にのる述べた理由から、日本社会及び控訴人らに甚大な損失と控訴人らに耐え難い精神的苦痛を及ぼす。

3 本件「戦争法」による憲法体制の断末魔化

被控訴人らの本件「戦争法」の立法化は、前述の損害にとどまらない。

日本国の基本法であり、最高法規である憲法前文で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、9条で、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との条文に、本件「戦争法」は反し、違憲である。したがって、本件「戦争法」は違憲立法であると全国で26件の訴訟が行われた。ところが、これらの訴訟において、「戦争法」が違憲であるとの判決が出されていない。

つまり、日本国憲法の基本原理をなす憲法9条が完全に空文化され、近代憲法の基本原理である〈立憲主義〉原理が機能していない。それは、日本国憲法の断末魔である。

日本国憲法は、「全ての国家権力は正義の法に拘束される」という〈法の支配〉(近代立憲主義)に基づき制定されている。この原理を持ち出すまでもなく、憲法81条の「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」という文言をそのまま日本語として読み解けば、「司法権の制限」などとの解釈はあり得ない。

憲法76条で、裁判官の職権の独立を定めている。各地の「戦争法」裁判において、裁判官らは、判で押したように先の判決などに基づく訴訟要件を持ち出し、原告ら・控訴人らの訴えをことごとく却下・棄却し続けている。

つまり、司法が、担当裁判官らが、本件「戦争法」の違憲審査を回避している。これは、司法権の権限の放棄にとどまらず、日本国の法治統制の放棄を意味する。

本件裁判官らは、日本国憲法及び人としての理性と良心に基づき、本件「戦争法」の違憲審査を回避してはならない。

第3 被控訴人らの答弁書は失当である

被控訴人国の指定代理人らによる答弁書は、残念ながら前記の観点から、読むに耐えない主張であり、憲法及び国家公務員法の規定に反する主張を行っている。それは、控訴理由書で述べている理由から、原審判決と同様に事実誤認、理由不備・齟齬に基づく主張であり、失当と言わざるを得ない。

また、被控訴人塩崎らの控訴答弁書も同じであり、その理由は、控訴理由書のとおりである。

結語

原審判決及び被控訴人らの答弁書には、控訴理由書(1)、同(2)、同(3)、同(4)、同(5)の理由から、真実を発見するために不可欠である客観的事実も、合理的理由や客観的理由、法科学上の法的根拠も存在せず、事実誤認、理由不備・齟齬があり、判決を取り消すしかない。

繰り返すが、吉田茂首相は、1946年の国会答弁で「近年の戦争は、多くの自衛権の名において戦われたのであります。満州事変また然り・・・」と答弁している。侵略戦争であったにもかかわらず、国は、居留民の保護・治安維持、あるいは、満蒙は日本の生命線だと、さも自衛目的であるかのように装い、派兵した。このことの反省から、また、国際社会の注視に対して、さらには、国際社会に再び復帰するために、吉田首相は、9条の解釈を「我が国においてははいかなる名目をもって交戦権は先ず第一、自らすすんで放棄する、放棄することによって全世界の平和の確立の基礎をなす。」と自衛のための戦争も含む「交戦権の放棄」と答弁している。ところが、この方針を放棄し、1950年に警察予備隊を創設し、1952年に保安隊とし、1954年には自衛隊という名の軍隊が復活し、1990年の湾岸戦争後に海上自衛隊の掃海艇の派兵、1991年のPKO協力法成立と翌年の派兵、2003年には、イラク復興特別措置法によるイラクへの派兵などなどを行っている。

この再軍備や派兵に際して政府は、山東出兵や満州事変の際の名目と同じく「日本の安全、自衛の為」と説明しているが、それは、本件「戦争法」の場合も同様である。このような一連の日本の変化状況は、中国への全面侵略戦争に突き進み、さらには、いわゆる「日中戦争」へと、日本軍の派兵が拡大していった1931年から1937年の事態との類似性がある。つまり、人としての理性や良心に基づく選択が不可欠な状況のなかに私たちは生きている。控訴人らは、このような認識に基づき、本件「戦争法」は違憲であると訴え、裁判官ら及び被控訴人らに対しても、人としての理性や良心に基づく選択を求めているのである。

以上